

令和5年度KSU海外ジョブトレーニング参加同意書

参加者及び保護者の双方にて、以下のご確認をお願いいたします。全ての事項に同意を頂ける場合は、全てに☑の上、署名、捺印をお願いいたします。

九州産業大学学長 殿

1. 出願資格

- 「Overseas Job Training」の海外研修（令和6年2月2日（金）～3月3日（日））及び後学期の授業（水曜5限）を確実に受講可能な者
- 語学研修先及び企業におけるインターンシップにおいて、真摯に研修に取り組む意欲を有する者
- 心身ともに健康である者
- 有効な旅券を所持、又は令和5年10月25日（水）までに取得できる者
- 本学の派遣留学生に選考されたことのない者
- 日本国内の高等学校等を卒業又は高等学校卒業認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

2. 研修代金の支払

- 令和5年12月15日（金）までに研修費用のうち、学生負担金を支払える者
※令和4年度学生負担金実績：229,983円
※為替相場や飛行機の予約状況等により学生負担金に変更となる可能性があります。
※上記学生負担金には、現地での交通費及び昼食費は含まれません。

3. 参加同意事項

- 九州産業大学学則およびKSU海外ジョブトレーニング研修生に関する規程等を遵守します。
- KSU海外ジョブトレーニング期間中は、滞在国の法令、研修先の諸規則を遵守するとともに、研修先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反しません。
- 受入先の状況によっては、プログラムが中止になることを了承します。
- 本学が定める最低限度以上の補償内容の海外旅行保険に加入し、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従います。
- 感染症に罹患したり、その影響で勤務不可となる等のリスクを理解し、インターンシップ先の指示に従います。
- 感染症拡大防止策の一環として、帰国時の隔離措置等、各国の水際対策に伴い発生する費用は自己負担いたします。
- 手洗い・うがい等感染予防に努め、健康状態に変化があった場合、速やかに現地スタッフ及び大学（語学教育研究センター）まで報告します。
- 渡航前において、本学による中止決定、本人の事情による辞退、およびその他の事由によりKSU海外ジョブトレーニングの中止が決定し、支給された語学教育実践奨励金の返還を求められた場合は、語学教育実践奨励金給付規程に基づき、これに応じます。

- 渡航後において、滞在国における在留資格の喪失、法令違反、その他の本人の事情による辞退に伴いKSU海外ジョブトレーニングの研修生資格を取り消され、語学教育実践奨励金の返還を求められた場合は、語学教育実践奨励金給付規程に基づき、これに応じます。
- KSU海外ジョブトレーニング期間中の天災地変、海難、火災、政府の指令、戦争、革命、暴動、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更等、不可抗力による損害については、本学は一切責任を負わないことを理解しています。
- 薬物使用や未成年の飲酒など日本国内の法律に抵触する行為は行いません。
- KSU海外ジョブトレーニング体験者として、情報提供や語学教育研究センター主催のイベントに積極的に参加し、本学が行うアンケートやインタビュー等の各種調査に協力します。

私は「KSU海外ジョブトレーニング参加同意書」の内容を確認し、理解したうえで、この条件に自らの意思に基づき同意します。なお、「令和5年度KSU海外ジョブトレーニング参加同意書」の記載事項に違反した場合は、令和5年度KSU海外ジョブトレーニングの資格を取り消されても異議を申し立てません。

令和5年 月 日

学籍番号： _____ 氏名（自著）： _____ 印 _____

《以下保証人記入》

保証人氏名（自著）： _____ 印 _____ 続柄： _____

住所： _____

電話番号： _____

※「令和5年度KSU海外ジョブトレーニング参加同意書」について、2部提出後、大学確認者氏名を記載後、1部を返却しますので各自で保管、1部は語学教育研究センターで保管します。

大学確認者氏名： _____ ㊞